

(様式2表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名	建築指導課	No. 1
許認可等の内容		歴史的建築物の適用除外指定		
根拠法令及び条項		建築基準法第3条第1項第3号		
審 査 基 準	関係条項			
	基準 (未設定の場合はその理由)	建築基準法、同施行令、同施行規則 建築基準法に基づく告示 小田原市建築基準条例、同解説 小田原市建築確認等取扱規則 小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第6条 小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則 建築基準法第3条第1項第3号の規定の運用等について（技術的助言）（平成26年4月1日 国住指第1号） 歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン（平成30年3月） ・保存活用計画は、ガイドライン「6. 代替措置等について」に基づき、安全性の確保を判断する。		
	参考事項	建築基準法関係通達集、技術的助言、建築基準法質疑応答集		
	設定等年月日	令和〇年〇月〇日設定（令和 年 月 日最終変更）		
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	個別的判断によるため、標準処理期間を作成できない。		
	設定等年月日	令和 年 月 日設定（令和 年 月 日最終変更）		

(様式2表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名	建築指導課	No. 2
許認可等の内容		国宝等に指定された建築物、歴史的建築物の適用除外認定		
根拠法令及び条項		建築基準法第3条第1項第4号		
審査基準	関係条項			
	基準 (未設定の場合はその理由)	建築基準法、同施行令、同施行規則 建築基準法に基づく告示 小田原市建築基準条例、同解説 小田原市建築確認等取扱規則 小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第6条 小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則 建築基準法第3条第1項第3号の規定の運用等について（技術的助言）（平成26年4月1日 国住指第1号） 歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン（平成30年3月） ・保存活用計画は、ガイドライン「6. 代替措置等について」に基づき、安全性の確保を判断する。 国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン（令和元年9月2日）		
	参考事項	建築基準法関係通達集、技術的助言、建築基準法質疑応答集		
	設定等年月日	令和〇年〇月〇日設定（令和 年 月 日最終変更）		
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	個別的判断によるため、標準処理期間を作成できない。		
設定等年月日	令和 年 月 日設定（令和 年 月 日最終変更）			

(様式 2 表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名	建築指導課	No. 97
許認可等の内容		歴史的建築物の保存建築物指定		
根拠法令及び条項		小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第 4 条第 1 項の指定		
審 査 基 準	関係条項	小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第 6 条		
	基準 (未設定の場合はその理由)	建築基準法、同施行令、同施行規則 建築基準法に基づく告示 小田原市建築基準条例、同解説 小田原市建築確認等取扱規則 小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第 6 条 小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則 建築基準法第 3 条第 1 項第 3 号の規定の運用等について（技術的助言）（平成 26 年 4 月 1 日 国住指第 1 号） 歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン（平成 30 年 3 月） ・保存活用計画は、ガイドライン「6. 代替措置等について」に基づき、安全性の確保を判断する。		
	参考事項	建築基準法関係通達集、技術的助言、建築基準法質疑応答集		
	設定等年月日	令和〇年〇月〇日設定（令和 年 月 日最終変更）		
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	個別的判断によるため、標準処理期間を作成できない。		
設定等年月日	令和 年 月 日設定（令和 年 月 日最終変更）			

(様式2表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名	建築指導課	No. 98
許認可等の内容		歴史的建築物の保存建築物指定の変更		
根拠法令及び条項		小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第9条第1項の指定の変更		
審査基準	関係条項	小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第9条第2項		
	基準 (未設定の場合はその理由)	建築基準法、同施行令、同施行規則 建築基準法に基づく告示 小田原市建築基準条例、同解説 小田原市建築確認等取扱規則 小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第9条第2項 小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則 建築基準法第3条第1項第3号の規定の運用等について（技術的助言）（平成26年4月1日 国住指第1号） 歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン（平成30年3月） ・保存活用計画は、ガイドライン「6. 代替措置等について」に基づき、安全性の確保を判断する。		
	参考事項	建築基準法関係通達集、技術的助言、建築基準法質疑応答集		
	設定等年月日	令和〇年〇月〇日設定（令和 年 月 日最終変更）		
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	個別的判断によるため、標準処理期間を作成できない。		
設定等年月日	令和 年 月 日設定（令和 年 月 日最終変更）			

(様式 2 表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		課等名	建築指導課	No. 99
許認可等の内容		歴史的建築物の増築等の許可		
根拠法令及び条項		小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第 14 条第 1 項の増築等の許可		
審査基準	関係条項			
	基準 (未設定の場合はその理由)	建築基準法、同施行令、同施行規則 建築基準法に基づく告示 小田原市建築基準条例、同解説 小田原市建築確認等取扱規則 小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例 小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則 建築基準法第 3 条第 1 項第 3 号の規定の運用等について（技術的助言）（平成 26 年 4 月 1 日 国住指第 1 号） 歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン（平成 30 年 3 月） ・保存活用計画は、ガイドライン「6. 代替措置等について」に基づき、安全性の確保を判断する。		
	参考事項	建築基準法関係通達集、技術的助言、建築基準法質疑応答集		
	設定等年月日	令和〇年〇月〇日設定（令和 年 月 日最終変更）		
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	個別的判断によるため、標準処理期間を作成できない。		
	設定等年月日	令和 年 月 日設定（令和 年 月 日最終変更）		